

議案第 9 3 号

三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市営水泳プール設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市営水泳プール設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項を削り、同条を第 4 条とし、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項中「（指定管理者管理施設にあっては、当該指定管理者。本条第 4 項及び次条から第 1 1 条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第 7 条とし、第 9 条から第 1 1 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 1 2 条第 1 項中「第 8 条」を「第 7 条」に、「別表第 3」を「別表第 2」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 1 3 条を第 1 2 条とし、第 1 4 条を第 1 3 条とする。

第 1 5 条を削る。

第 1 6 条第 1 項中「第 1 1 条」を「第 1 0 条」に改め、同条を第 1 4 条とし、第 1 7 条を第 1 5 条とする。

第 18 条から第 20 条までを削り、第 21 条を第 16 条とする。

別表第 1 敷地水泳プールの項を削る。

別表第 2 を削る。

別表第 3 中

「

(第 12 条、第 15 条関係)

」を

「

(第 11 条関係)

」に、

「

使用料（指定管理者管理施設にあつては、利用料金）

」を

「

使用料

」に改め、同表備考第 2 項中「（指定管理者管理施設にあつては、利用料金。備考 3 において同じ。）」を削り、同表を別表第 2 とする。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。